

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社エー・トゥー・ゼット

2020 年 9 月 2 日

対象期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷（派遣料金の平均額）

※小数点以下一位未満を四捨五入する

派遣労働者の数	44 人（2020 年 6 月 1 日付け派遣労働者数）
派遣先の数	14 （2019 年度派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	14,588 円（2019 年度労働者派遣に関する料金額の平均額）
派遣労働者の賃金額	10,064 円（2019 年度派遣労働者の賃金額の平均額）
マージン率	31%（2019 年度マージン率の平均）
教育訓練に関する事項	入職時の教育訓練 ―業務に関連する技能実技研修、知識講習 ―ビジネスマナー研修
雇用安定措置を講じた人数	3 名
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。 就業開始後も、年間 5 回程度、技能実技研修および知識講習を受講することができます。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者